

現在、扶養している家族(健康保険証をもっている家族)が、次のケースに該当した場合は、すみやかに手続きが必要です



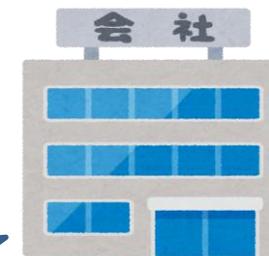
電子申請では、
健保組合の
手続きはできません



健保組合ホームペー
ジから申請書を取
出し、必要な資
料を添付の上提
出ください

健保組合のホームページは
社外からもアクセス可能

所轄の総務部
管理部へ提出



健康保険の扶養家族からはずれる場合のケースなど

あらたに会社に就職したとき



法律や労働条件等がかわり
勤務先の保険証をもらったとき



子どもが結婚したとき

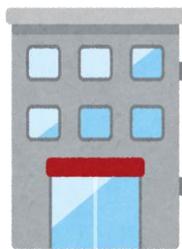


離婚したとき



収入基準額を超えたとき

60歳未満・・・130万円を超えたとき
60歳以上・・・180万円を超えたとき



扶養家族が死亡したとき



国保へ加入したいとき

後期高齢者医療制度へ加入するとき
(65歳以上で障害認定を取得したとき)



* これらに該当したあとに、シャープの保険証を使用した場合は、医療費の7割～9割相当分を請求いたします。